

報道機関各位

熱海市協働環境課 環境センター

被災した家屋等の解体・撤去制度の申請期限の延長について

被災した家屋等の解体撤去制度につきましては、当初、申請期限を令和3年12月27日（月）までとし、その後令和4年1月31日（月）まで延長したところですが、公費解体の対象者から、申請期限の延長を求める声があることから、申請期限を令和4年3月31日（木）まで延長いたしましたので、報道方よろしくお願いたします。

■公費解体の対象となる住家等の要件（変更なし）

令和3年7月1日からの大雨の被害により、被災した家屋等で、次の要件をすべて満たすことが必須です。

①被災した家屋等の一部ではなく、全部を解体・撤去すること
（一部のみ解体やリフォームは対象外です）

②り災証明書・被災証明書の被害状況が「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊」のいずれかであること

※建物の基礎のみが残っている場合でも、申請により基礎部分の撤去は可能です

■公費解体申請の流れ（申請期限のみ変更）

1. 申請書類を揃える

※申請書類・チェックリスト等使用



2. 申請受付の予約をする

※申請受付窓口は令和4年3月31日（木）までの月・水・金

※予約先：熱海市環境センター（TEL：0557-82-1153）



3. 予約した日時に窓口で申請する

※場所：熱海市役所 第一庁舎1階会議室

（正面入り口を進み保険年金室横の会議室）

*** 公費解体 問合せ先 ***

熱海市環境センター TEL 0557-82-1153